【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十三条　削除

（改正前）

第三十三条　証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、大蔵大臣から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

②　第三十条第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。この場合において、同条第五項中「その登録」とあるのは、「当該営業所の登録」と読み替えるものとする。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

②　第三十条第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。この場合において、同条第五項中「その登録」とあるのは、「当該営業所の登録」と読み替えるものとする。

（改正前）

②　第三十条第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十三条　証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、大蔵大臣から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

（改正前）

第三十三条　証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第三十三条　証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

（改正前）

第三十三条　証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十三条　証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

②　第三十条第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。